

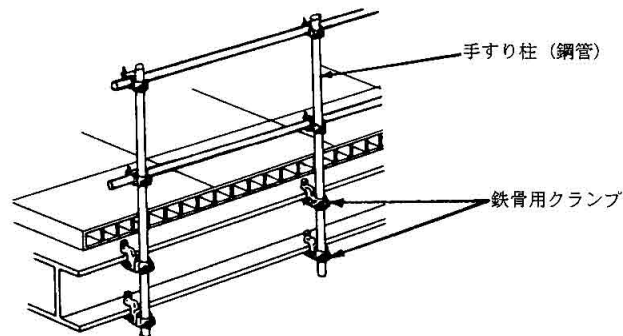
鉄骨用クランプの使用基準

1. 適用

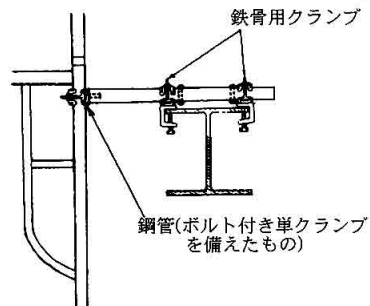
この基準は、(社)仮設工業会が認定する鉄骨用クランプについて適用する。

2. 取付方法等

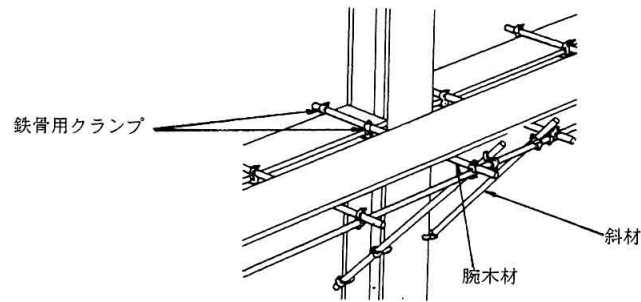
- (1) 原則として2個を1組として用いることとする。ただし、使用中に生ずる浮き上がり又は脱落を防止する措置を講じたときはこの限りでないものとする。
- (2) H形鋼等に手すり柱の取り付けを目的として使用する場合は、手すり柱1本につきH形鋼等のフランジ部2箇所に取り付けるものとする。ただし、手すり柱1本につき2箇所に取り付けることが困難なときは、鉄骨用クランプの使用時の浮き上がり及び脱落等を防止するのに十分な措置を講ずるものとする。



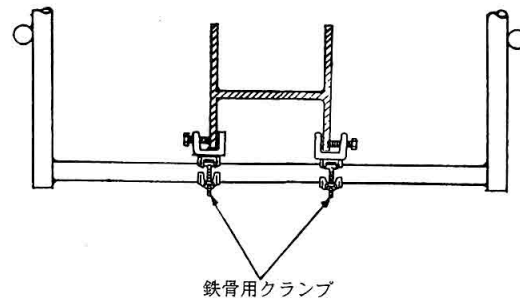
- (3) 足場の壁つなぎとして鋼管及び鉄骨用クランプを用いる場合にあっては、鋼管1本につきH形鋼等のフランジ部2箇所に取り付けるものとする。



- (4) H形鋼等に鋼管を用いた張出し足場を組み立てるため、使用する場合は、腕木材、斜材等は1本につきH形鋼等のフランジ部2箇所に取り付けるものとする。

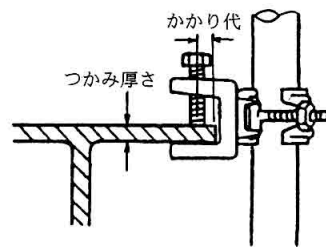


- (5) 取付部が使用中にH形鋼等から滑り又は脱落する方向には、使用しないものとする。



〔取付部がH形鋼等から滑り又は、脱落するおそれがある使い方の例〕

- (6) H形鋼に取り付けるにあたって取付部の押しボルトは、 $3.4\text{kN}\cdot\text{cm}$ 以上 $4.4\text{kN}\cdot\text{cm}$ 以下のトルクで締め付けるものとする。
- (7) 兼用型にあつては、直交型又は平行型への切替えを行う接合用ボルトは十分に締め付けるものとする。
- (8) H形鋼等に取り付けるときのつかみ厚さは、 6mm 以上とする。
- (9) H形鋼等への取り付けは、取付部のかかりしろを大きくとるものとする。



・ 管 理

- (1) 強風等の悪天候又は強い地震のあった後、もしくは取付部の周辺に強い振動を与えるような作業があった後は、使用中の鉄骨用クランプの各部について、変形、破損、ゆるみ等の異常の有無について点検するものとする。
- (2) 使用中又は点検の際、鉄骨用クランプの各部に著しい変形、腐食等の異常を発見したときは、直ちにこれを異常のないものと取り替えるものとする。